

## 住吉区区政会議委員公募手続事務要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、住吉区区政会議運営要綱第4条第2項に基づき、住吉区区政会議の委員の公募手続の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (応募資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成25年大阪市条例第53号）第2条第2項に定める区民等（以下「区民等」という。）であること
- (2) 募集を実施する年の4月1日現在、満18歳以上の者であること
- (3) 原則として、現職の国または地方公共団体の議員、本市職員、就任日時点で本市の他の審議会等の委員を3以上兼務していない者
- (4) 大阪市暴力団排除条例で規定する「暴力団員」及び「暴力団密接関係者」でない者

### (募集人数)

第3条 募集人数は、募集時に募集要領により別途定める。ただし、選考の結果によっては、募集人数に満たない人数のみを委員として選定することがある。

### (公募方法)

第4条 委員の公募にあたっては、区の広報紙等で広く周知する。

2 応募者に対しては、次の提出物を求めるものとする。

- (1) 申込書（申込者の住所・氏名・年齢等の事項を記載したもの）
- (2) 応募の動機を記載した書面
- (3) 小論文

### (選考を行う者及び選考の方法)

第5条 締切日までに応募に係る提出物を提出した者に対する選考は、区長が指名する者をもって構成する選考会議において行う。

2 選考の方法は、前条第2項による提出書類の審査及び面接とする。

### (選考結果の通知)

第6条 選考の結果については、応募者本人に対し通知する。

### (その他)

第7条 その他必要な事項については、募集要領等により別途定める。

## 附 則

- 1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 「住吉区区政会議委員公募要綱（平成23年6月10日施行）」については廃止する。
- 3 この要領は、平成29年7月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和元年7月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和3年7月1日から施行する。